

沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 東日本大震災により大きく減少した本県沿岸部の観光客を回復し、地域経済及び地域社会の活性化を図るため、沿岸部の交流人口を拡大させる施設の整備を行うモデル事業者に対して、予算の範囲内で沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。その補助金の交付に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「観光施設」とは、別表1に定めるものであって、補助事業者の資産として計上するものをいう。
- (2) 「設備」とは、前号の観光施設に付帯する設備であって、補助事業者の資産として計上するものをいう。

(交付対象等)

第3条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。), 補助対象経費及び補助金の額等は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 当該補助金の交付の申請を行うモデル事業者は、公募による企画提案の審査により決定することとし、その要領は別に定めるものとする。

- 2 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出部数は1部、その提出期限は知事が別に定める日とする。
- 3 前項の申請に当たり、対象経費を算出する際に、別表1に該当する施設が複数ある場合は、合算してよいものとする。
- 4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表3のとおりとする。
- 5 申請者は、第1項の補助金交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいい、以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 6 別表4のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができないものとする。

(交付の決定)

第5条 知事は、補助金交付申請の提出があったときは、その内容を審査し、これを適正と認めるときは規則第4条の規定により交付の決定を行い、当該申請者に通知する。

- 2 知事は、補助金の交付が適当でないことを認めるときは、その旨を申請者に通知する。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(軽微なものを除く。)をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件。

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定による報告は、様式第4号によるものとし、必要に応じ別途知事が指示するところにより提出するものとする。

(財産の管理及び処分)

- 第8条 補助事業者は、当該補助金の交付対象として取得した財産を善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。
 - 一 不動産及びその従物
 - 二 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の設備
 - 3 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ様式第5号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 知事は、第3項の承認をしようとする場合において、別表5に定める金額を県に納付させることができる。

(実績報告)

- 第9条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告の様式は、様式第6号に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- (1) 補助事業の実施が確認できる書類(売買契約書、工事請負契約書、領収書の写し等)及び写真
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに行うものとする。
 - 3 補助事業者は、第4条第4項ただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

- 第10条 この補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。その交付に係る請求書の様式は、様式第7号によるものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。
- 2 前項ただし書による補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、様式第8号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第9号により知事に報告するものとする。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金に係る経理)

- 第12条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成27年度から平成32年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- この要綱は、平成27年10月13日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。

別表1 観光施設(第2条関係)

	区 分	施 設	備 考
観 光 施 設	宿泊施設	ホテル, 旅館, 簡易宿所等	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するホテル営業, 旅館営業, 簡易宿所営業及び下宿営業の用に供する施設
	その他	観光集客施設	知事が特に認めるもの
	※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号の営業に供する施設及びそれに類するものと知事が認める施設を除く。		

別表2 補助事業、補助対象経費及び補助金の額(第3条関係)

補助対象事業	モデル宿泊施設設置型
補助対象施設	宿泊施設
補助対象者	沿岸部の宿泊施設の復旧が特に遅れている地域において、宿泊施設を新たに設置または既存の宿泊施設を拡張する計画により、地域の交流人口を拡大させるモデル事業者として公募による企画提案の審査で選定された者
補助対象施設の要件	<p>1 沿岸部の指定地域内に立地すること 指定地域とは、宿泊施設の復旧率が特に遅れている地域で、下記の7市町をいう。 ①石巻市(ただし、旧牡鹿町、旧北上町、旧雄勝町、旧河北町に限る)②気仙沼市(ただし、旧本吉町に限る)、③東松島市(ただし、旧鳴瀬町に限る)、④亙理町、⑤七ヶ浜町、⑥女川町、⑦南三陸町</p> <p>2 その他 (1) 新たに設置または拡張する宿泊施設全体の定員は、概ね50人程度の小規模な宿泊施設であること。 (2) 補助対象者が民間事業者の場合、他の事業者へ施設の全部を貸与することを目的とする施設及び設備は対象外とするが、集客力の向上のために施設の一部を他の事業者へ貸与することができるものとする。 (3) 補助対象者が地方自治体の場合、他の事業者へ施設の全部を貸与または管理を代行させることができるものとする。 (4) 宿泊施設の建設または拡張する計画については、市町の同意を得ること。 (5) 設置する宿泊施設において、地域住民(東日本大震災発生時に既に県内に居住していた者)を雇用するよう努めること。</p>
補助対象経費	<p>下記の経費を対象とする。</p> <p>(1) 建物及び設備の設置に要する経費 (2) 建物の改修及び建替に要する経費 (3) 設備の修繕又は入替に要する経費 (4) 設計費、デザイン費、整備計画等のコンサルティングに要する経費 (5) 施設及び設備に付帯する工事に要する経費(案内表示看板の設置等) (6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる施設が複数ある場合、対象経費の合算を可とする。 ・土地の取得に係る経費は除く。 ・住宅と事業用建物が一体となっている場合、事業用部分に係る額(全体の経費に、建物の延床面積に占める事業用部分の床面積の割合を乗じて得られた額)とする。 ・「設備」については、資産として計上する建物附帯設備及び単価10万円以上のものを補助対象とする。
補助金の額等	<p>補助率 最大2/3 補助金額に千円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。 補助上限額 200,000千円</p>

補助対象事業	モデル観光集客施設設置型
補助対象施設	観光集客施設
補助対象者	沿岸部において、観光集客施設を新設または拡張する計画により、地域の交流人口を拡大させるモデル事業者として公募による企画提案の審査で選定された者
補助対象施設の要件	<p>1 沿岸部市町 沿岸部市町とは、下記の15の市町をいう。 ①仙台市(ただし、宮城野区、若林区に限る) ②石巻市 ③塩竈市 ④気仙沼市 ⑤名取市 ⑥多賀城市 ⑦岩沼市 ⑧東松島市 ⑨亶理町 ⑩山元町 ⑪松島町 ⑫七ヶ浜町 ⑬利府町 ⑭女川町 ⑮南三陸町 ※原則として、仙台市宮城野区及び若林区のうち、国道4号又は宮城県道8号仙台松島線から西の区域を除く。</p> <p>2 その他 (1) 補助対象者が民間事業者の場合、他の事業者施設に施設の全部を貸与することを目的とする施設及び設備は対象外とするが、集客力の向上のために施設の一部を他の事業者に貸与することができるものとする。 (2) 補助対象者が地方自治体の場合、他の事業者施設に施設の管理を代行させることができるものとする。 (3) 観光集客施設を建設する計画については、市町の同意を得ること。 (4) 設置する観光集客施設においては、地域住民(東日本大震災発生時に既に県内に居住していた者)を雇用するよう努めること。</p>
補助対象経費	<p>下記の経費を対象とする。</p> <p>(1) 建物及び設備の設置に要する経費 (2) 建物の改修及び建替に要する経費 (3) 設備の修繕又は入替に要する経費 (4) 設計費、デザイン費、整備計画等のコンサルティングに要する経費 (5) 施設及び設備に付帯する工事に要する経費(案内表示看板の設置等) (6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる施設が複数ある場合、対象経費の合算を可とする。 ・土地の取得に係る経費は除く。 ・「設備」については、資産として計上する建物附属設備及び単価10万円以上のものを補助対象とする。
補助金の額等	<p>補助率 2/3 補助金額に千円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。 補助上限額200,000千円</p>

別表3 補助金交付申請書添付書類(第4条関係)

補助対象事業	モデル宿泊施設設置型
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業計画書(様式第1号-別紙1) 2 事業経費明細書(様式第1号-別紙2) 3 直近2年間の貸借対照表, 損益計算書(これらの書類がない場合は, 最近1年間の事業内容の概要を記載した書類) 4 旅館業法の許可の写し及びパンフレット等(既存施設の拡充の場合) 5 設置する宿泊施設の図面 6 設置する宿泊施設の位置図 7 住宅と事業用施設が一体となっている場合には, 全体の延べ床面積に対する事業用部分の延べ床面積の割合が確認できる書類(平面図等) 8 設置に要する経費が確認できる書類(見積書, 売買契約書, 工事請負契約書, 明細書等) 9 法人の場合は定款又は登記事項証明書(全部事項), 個人の場合は住民票抄本 10 宮城県税の納税証明書(直近のもの, 宮城県内に事務所または事業所がある法人又は事業者に限る) 11 暴力団排除に関する誓約書(様式第1号-別紙3)及び役員等名簿 12 その他知事が必要と認める書類

補助対象事業	モデル観光集客施設設置型
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業計画書(様式第1号-別紙1) 2 事業経費明細書(様式第1号-別紙2) 3 直近2年間の貸借対照表, 損益計算書(これらの書類がない場合は, 最近1年間の事業内容の概要を記載した書類) 4 設置する観光集客施設の図面 5 設置する観光集客施設の位置図 6 設置に要する経費が確認できる書類(見積書, 売買契約書, 工事請負契約書, 明細書等) 7 法人の場合は定款又は登記事項証明書(全部事項), 個人の場合は住民票抄本 8 宮城県税の納税証明書(直近のもの, 宮城県内に事務所または事業所がある法人又は事業者に限る) 9 暴力団排除に関する誓約書(様式第2号)及び役員等名簿 10 その他知事が必要と認める書類

別表4 交付申請できない者(第4条関係)

補助対象事業	モデル宿泊施設設置型, モデル観光集客施設設置型
交付申請できない者	<ol style="list-style-type: none"> 1 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等 2 宮城県税に未納がある者

別表5 財産処分時の財産処分納付額(第8条関係)

補助対象事業	モデル宿泊施設設置型, モデル観光集客施設設置型
財産処分納付額	<ol style="list-style-type: none"> 1 有償譲渡に係る納付額は, 処分制限財産に係る補助金額を上限として, 譲渡額(ただし, 当該譲渡額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において, その理由を合理的に説明することができないときは, 残存簿価相当額又は鑑定評価額)に補助率(補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。)を乗じて得た額とする。 2 転用, 無償譲渡, 無償貸付け, 交換, 取壊し又は廃棄の場合の納付額は, 残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし, 鑑定評価を行う場合には, 鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。 3 担保に供する処分における担保権実行時の納付額は, 1における有償譲渡の場合と同じ額とする。

様式第1号(第4条関係)

平成 年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所

名称

㊞

平成 年度において沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業を実施したいので(しましたので)、補助金等交付規則第3条の規定により、金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

○添付書類(各1部)

1 モデル宿泊施設設置型

- (1) 補助事業計画書(様式第1号-別紙1)
- (2) 事業経費明細書(様式第1号-別紙2)
- (3) 直近2年間の貸借対照表、損益計算書(これらの書類がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類)
- (4) 旅館業法の許可の写し及びパンフレット等(既存施設の拡充の場合)
- (5) 住宅と事業用施設が一体となっている場合には、全体の延べ床面積に対する事業用部分の延べ床面積の割合が確認できる書類(平面図等)
- (6) 設置する宿泊施設の図面
- (7) 設置する宿泊施設の位置図
- (8) 設置に要する経費が確認できる書類(見積書、売買契約書、工事請負契約書、明細書等)
- (9) 法人の場合は定款又は登記事項証明書(全部事項)、個人の場合は住民票抄本(3ヶ月以内発行のもの)
- (10) 宮城県税の納税証明書(直近のもの、宮城県内に事務所または事業所がある法人又は事業者に限る)
- (11) 暴力団排除に関する誓約書(様式第1号-別紙3)及び役員等名簿
- (12) その他知事が必要と認める書類

2 モデル観光集客施設設置型

- (1) 補助事業計画書(様式第1号-別紙1)
- (2) 事業経費明細書(様式第1号-別紙2)
- (3) 直近2年間の貸借対照表、損益計算書(これらの書類がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類)
- (4) 設置する観光集客施設の図面
- (5) 設置する観光集客施設の位置図
- (6) 設置に要する経費が確認できる書類(見積書、売買契約書、工事請負契約書、明細書等)
- (7) 法人の場合は定款又は登記事項証明書(全部事項)、個人の場合は住民票抄本(3ヶ月以内発行のもの)
- (8) 宮城県税の納税証明書(直近のもの、宮城県内に事務所または事業所がある法人又は事業者に限る)
- (9) 暴力団排除に関する誓約書(様式第1号-別紙3)及び役員等名簿
- (10) その他知事が必要と認める書類

モデル宿泊施設設置型・モデル観光集客施設設置型

事業計画書（実績書）

1 事業者の概要

事業者名	(フリガナ)		
住所			
代表者		資本金又は出資金	
業種		従業員数	人
連絡先	【電話】 【FAX】 【担当者】		
	【E-mail】		

2 事業の内容

施設名			
建物所在地			
床面積	宿泊施設部分(a)	宿泊施設部分以外(b)	宿泊施設部分比率(a)/{(a)+(b)}
	㎡	㎡	
	観光集客施設(c)	観光集客施設以外(d)	観光集客施設部分比率(c)/{(c)+(d)}
	㎡	㎡	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日		
地域住民の雇用計画	人		

3 事業経費

	内 容	補助事業に 要する経費	内 訳	
			補 助 金 2 / 3 以内	自己資金等
施 設		円	円	円
設 備		円	円	円
	合 計	円	円	円

4 事業スケジュール, 内容等

(計画期間: 年 月 日 ~ 年 月 日) ※事業計画の参考資料等あれば添付すること。

実施月 項目	H.																			
施設																				
設備																				

事業経費明細書

①経費配分内訳

(単位：円)

経費区分	科目	事業費(税抜き)	事業明細	
			内容	事業費内訳
事業費				
小計(事業費計A)				
その他諸経費				
小計(その他諸経費計B)				
計(A+B)				
消費税(8%)				
合計				

誓約書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団(暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 事業者(暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

年 月 日

住所(又は所在地)

名 称

印

代表者名

(添付書類)法人の場合役員等名簿

役員等名簿

No.	役職	フリガナ 氏名	住所	性別	生年月日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

様式第2号(第6条関係)

平成 年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業補助金変更承認申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称 ⑩

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定された平成 年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業補助金について、事業の内容を下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

○添付書類

事業計画書(様式第1号-別紙1)

(注)変更に係る部分を2段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第3号(第6条関係)

平成 年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称 ⑩

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定された平成 年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業補助金について、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 中止の期間

様式第4号(第7条関係)

平成 年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業状況報告書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所

名称

印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定された平成 年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業の実施状況について、補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

(注) 事業遂行の経過及び今後の見通しを簡明に記載すること。

2 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

様式第5号(第8条関係)

平成 年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業財産処分承認申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所

名称

㊞

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定の通知のありました沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の名称及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の理由
- 4 処分の方法(売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること。)

様式第6号(第9条関係)

平成 年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業実績報告書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称

㊞

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定された平成 年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業を実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

○ 添付書類

- (1)補助事業の実施が確認できる書類(売買契約書, 工事請負契約書, 領収書の写し等)及び写真
- (2)その他知事が必要と認める書類

様式第7号(第10条関係)

平成 年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業補助金請求書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称

㊞

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定された平成 年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業について、下記のとおり金 円を交付されたく請求します。

記

1	確定額	金	円
2	概算払額	金	円
3	精算請求額	金	円
4	支払方法	口座振替	

(1) 金融機関名 _____

(2) 本店・支店(店舗名)の別 _____

(3) 当座・普通の別 _____

(4) 口座番号 _____

(5) 口座名義人カナ _____

様式第8号(第10条関係)

平成 年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業補助金概算払請求書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称 ⑩

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定された平成 年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業について、下記のとおり金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

- | | | | |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既受領額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 金 | 円 |
| 4 | 残額 | 金 | 円 |
| 5 | 概算払を必要とする理由 | | |

6 支払方法 口座振替

(1) 金融機関名 _____

(2) 本店・支店(店舗名)の別 _____

(3) 当座・普通の別 _____

(4) 口座番号 _____

(5) 口座名義人カナ _____

様式第9号(第11条関係)

沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業に係る消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称 ⑩

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定された沿岸部交流人口
拡大モデル施設整備事業について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額(知事が確定通知書により通知した額)

金 円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 消費税額及び地方消費税額の確定時における補助金に係る消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額(3-2)

金 円

(注)1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の8%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等
の対象額ではないので注意すること。